

～20歳になったら、どのような手続きが必要ですか～国民年金の加入について

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

国民年金第1号被保険者は毎月、国民年金保険料を納めることが必要です。

※厚生年金または共済組合に加入している方を除きます。

保険料を納めることが難しいときは、国民年金保険料免除・納付猶予制度があります。

20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、免除申請書と学生納付特例申請書、返信用封筒が送付されます。

※令和元年10月前に20歳になった方には、国民年金に加入するための手続きの案内が送付されていました。

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、市役所国保年金課で手続きをしてください。

なお、20歳になったときに、配偶者(厚生年金・共済年金に加入されている方)の扶養となっている方については、配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

「年金手帳」については別途送付されます。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

国民年金保険料額 ★保険料額(定額):月額 16,410円(令和元年度)

定額保険料に加えて、**月額400円の付加保険料**を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて**付加年金**が支給されます。

付加年金は、「200円×納付月数」で計算されます。

例えば、10年間(120か月)納付された場合の付加年金額は24,000円です。

付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただくことが必要です。

保険料の免除・納付猶予制度があります！

国民年金保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。申請者本人、申請者の夫または妻、世帯主それぞれの所得が一定額以下であれば、保険料が免除されます。

また、学生でない50歳未満の方が申請する場合、申請者本人と、申請者の夫または妻の所得が一定額以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

なお、学生納付特例制度の対象者は利用できません。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。